

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年10月8日

横浜市契約事務受任者
横浜市環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要 「海の公園ほか1公園緊急対応工事」
海の公園及び野島公園において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、砂浜への立ち入りを制限するため、防護柵を設置します。また、緊急事態宣言の解除後に防護柵の撤去を行います。
- 2 履行(納品)場所
横浜市金沢区海の公園10番及び野島町24番
- 3 契約日
令和2年4月8日
- 4 履行日又は履行期間
令和2年9月15日
- 5 契約金額
¥12,760,000-
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
株式会社 田澤園 代表取締役 田澤 重幸
横浜市南区六ツ川4-1234
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、砂浜への立ち入り制限を早急を実施する必要性が生じたため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の公園緑地等につきましては、地震・風水害・土砂災害その他災害時、または災害のおそれがある場合、緊急巡回および緊急措置に対して迅速な対応が可能となるよう、「横浜市防災計画」に基づき、市内造園業者で組織する「一般社団法人横浜市造園協会」との協定(平成16年8月27日締結、平成28年4月1日更新)を締結しています。
今回の対応は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために行うものであることか

ら、上記の災害協定に基づき、(一社)横浜市造園協会及び現地指定管理者である(公財)横浜市緑の協会と調整の結果、契約の相手方を「株式会社 田澤園」としたものです。

9 所管課 環境創造局南部公園緑地事務所